

## 「学校いじめ防止基本方針」

千葉県立松戸国際高等学校

### 1 基本方針策定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」及び「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）から「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）及び「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容について、本校の実態を踏まえた具体的な行動場面を想定して決めるとともに、その過程を通じて全教職員の共通理解を実現する。

### 2 基本方針

- (1) いじめは「全ての生徒に関係し、どの生徒にも起こりうる問題」であることを全教職員が認識し、いじめ防止及び早期発見に取り組むことによって、生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境作りをし、生徒が安全に、安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるように努める。
- (2) 全ての生徒が「いじめが絶対に許されない」と正しく認識し、いじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにする。そのため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び人権教育を推進し、いじめが心身に及ぼす影響や問題について、生徒の理解を深めさせる。
- (3) いじめを受けた生徒・助けようとした生徒の生命及び心身を保護することを最優先として、保護者・関係機関・県教育委員会等と連携して適切かつ迅速に対応する。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (1) 定義に基づくいじめの判断

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

イ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないように努める。

ウ いじめられた本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は特定の教職員のみで行わず、「教育相談・支援委員会」を活用して行う。

オ 「一定の関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との何らかの関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。

キ 例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切な対応をする。

ク 具体的ないじめの態様について、以下のような場合が挙げられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## (2) 留意点

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。加害・被害という二者関係だけでなく、所属する集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成に努める。

## 4 校内防止対策組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「教育相談・支援委員会いじめ防止対策班」を設置する。

### 【構成員】

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、特別教育支援コーディネーター、養護教諭、年次主任、年次教育相談係

☆必要に応じて、柔軟に編成する。

## 5 未然防止の取組

集会やホームルームなどを通して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成する。

### (1) 道徳教育・人権教育の推進

ア 全教科において、「わかる授業」の実践の取組み、道徳教育・人権教育の推進を図り、「在り方・生き方」の指導と「自己を大切に、他人を思いやる心」・「互いの人

- 格を尊重しあえる態度」の育成に努め、「話す勇気」「止める勇気」の醸成を図る。
- イ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの注意喚起を行う。
  - ウ 県学校ネットパトロールの実施についての情報提供及び注意喚起を行う。
  - エ いじめに限らず、暴力・暴言などを学校内外から排除する指導を徹底する。
  - オ 部活動において、勝利至上主義にならないように生徒の主体的活動の支援を行う。
- (2) 生徒・保護者への啓発活動
- ア 全校集会または年次集会において、いじめ防止についての講話を実施する。
  - イ いじめに関する資料（県リーフレット）を配付する。
- (3) 職員研修会の実施
- ア 生徒指導研修会や人権意識の向上を促す研修会を実施する。
  - イ 不祥事防止研修会を実施する。

## 6 早期発見の具体的取組

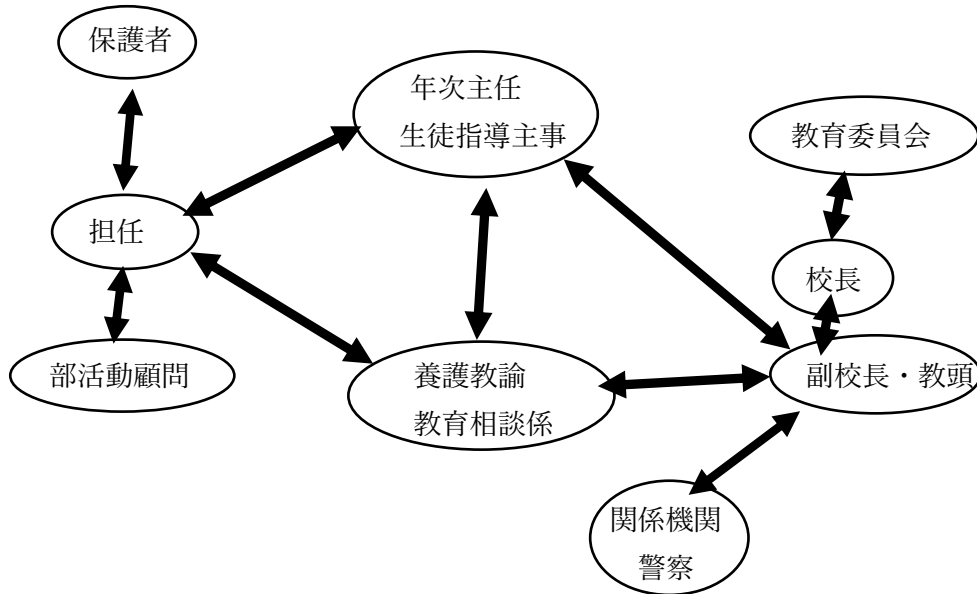
- (1) 「いじめアンケート調査」を年2回実施する。
- (2) 教育相談体制の整備を図り、生徒が相談しやすい環境づくりを構築し、問題の早期発見及び解決に努める。
- (3) 担任等による定期的な個別面談を行う。
- (4) 保護者との日常的な連携を密にする（遅刻・早退・欠席連絡等）
- (5) 日常的な生徒観察と情報共有に努める。

## 7 相談・通報

- (1) 学校生活相談窓口
  - ア 電話 047-386-0563
  - イ ファックス 047-386-8518
  - ウ 窓口担当者  
副校長、教頭、養護教諭、年次主任、年次教育相談係
- (2) 千葉県子どもと親のサポートセンター  
相談専用フリーダイヤル 0120-415-446
- (3) 24時間いじめ相談ダイヤル  
電話 0120-0-78310
- (4) 松戸市教育委員会指導課いじめ電話相談  
電話 047-703-0602
- (5) 子供の人権110番  
電話 0120-007-110
- (6) ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）  
電話 0120-783-497

## 8 いじめを認知した場合の対応

### (1) 報告・連絡体制



- (2) 事実確認は、原則二人以上の職員で行う。必要に応じて、養護教諭や同性職員の配置などの配慮を行う。
- (3) 当事者だけでなく、学級や所属集団等の友人からの情報を収集する。また、必要に応じて、保護者からの聴取を行う。
- (4) 被害生徒保護の原則を重視して聴取を行う。また、個人情報の取扱いに留意する。
- (5) 関係生徒の保護者に連絡して理解と協力を得る。特に、被害生徒や通報者に圧力がかかることのないように配慮する。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の基準

ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。

- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には迅速に調査する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したもものとして報告・調査をする。

## (2) 県教育委員会への報告

ア 校長は県教育委員会へ報告・連絡する。

イ 校長は、必要に応じて、警察等関係機関へ相談・通報する。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な事案、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案の場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

## (3) 緊急会議

教育相談・支援委員会いじめ防止対策班を緊急に招集して、具体的な調査方法や対応等を検討する。

## (4) 調査結果

ア いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査で明らかになった事実関係等の情報を適切に提供する。なお、関係者の個人情報には十分配慮する。

イ 調査の経過と結果については、県教育委員会に報告する。

## 1 0 いじめの解消についての判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

### ①いじめに係る行為が止んでいること。

心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

### ②本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### ①②を確認の上、解消とする。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまでも一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 1 1 公表・点検・評価

(1) 本基本方針はホームページで公表する。

(2) 「いじめアンケート調査」の結果及び対応に関して、「教育相談・支援委員会」において分析を加えるとともに、いじめ問題への取組について、保護者・生徒・教職員による評価（学校評価）を実施する。

(3) 本基本方針は、年度毎に「教育相談・支援委員会」の活動の振り返りと(2)の評価結果を踏まえた見直しを行い、必要な修正を加えるものとする。